

人権について

国連は、1948年の第3回総会で世界人権宣言が採択されたのを記念し、1950年の第5回総会において世界人権宣言が採択された12月10日を「人権デー」と決めました。日本では、世界人権宣言が採択された1949年から、毎年12月10日を最終日とする1週間を「人権週間」と定め、全国的な啓発活動を展開しています。

下関市も、毎年この時期に下関市人権フェスティバルを行ってきました。残念ながら本年度は新型コロナウイルス感染症防止のため、小学生人権標語入選者の表彰式のみとなりましたが、年間を通して地域人権学習講座や市民人権教育講座等を行い、人権を尊重する考え方を多くの人に理解してもらおうと啓発活動しています。

令和元年7月に実施された山口県の人権に関する県民意識調査報告書によると、「あなたは、今までに、ご自分の人権が侵害されたと思ったことがありますか」という問いに対して下関地域では、19.5%の方が「ある」と答えています（県平均は21.9%）。人権を侵害されたと思った内容を回答割合の高い順に並べると、「地域や職場などでの仲間はずれ」「名誉き損・侮辱」「暴力・虐待・脅迫・強要」となっています。県内のほとんどの地域で「地域や職場での仲間はずれ」の回答割合が一番高い結果になっています。

「職場での仲間はずれ」は、パワーハラスメントに当たります。今年の6月に労働施策総合推進法が改正され、パワーハラスメント防止のため、事業主は相談体制の整備等雇用管理上必要な措置を講じることが義務付けられました（中小事業主は令和4年4月1日から義務化）。これを怠ると、企業名が公表され、イメージダウンにつながります。

いろいろな人権問題に対して、法を整備していくことも、もちろん大切なことです。それに加えて、私たちの生活の中で、最も優先される基本ルールとして、誰もが人権を意識するような社会になることも大切なことだと思います。